

〔論評〕小川 徹 「図書寮と写経事業」 『図書館史研究』創刊号（1984年）
名古屋大学大学院 岩口 和正（日本古代史）

小川論文は、図書館史研究の一課題として日本古代律令制下の一官司たる図書寮の歴史的性格の検討を掲げ、その一環として、図書寮と写経事業との関係について論じたものである。このような小川論文を評するためには、図書館史は言うまでもなく、写経事業や図書寮の歴史・沿革などについての基礎的な素養が求められる。しかし、私自身は、日本古代史を専攻するとはいえ、このような領域については全く素人の域をでない。従って、本来ならば、小川論文の研究史的位置やその方法・史料操作の当否等についても、原史料に即して検討せねばならないのであるが、このことは現在の私の力には余るものであって、よくなしうるところではない。そこで、所詮は付焼刃的な知識をふりまわすよりは、小川論文の一読者としての印象に即して、二・三の疑問点を述べることにし、負わされたつとめを果たすことにしたい。

さて、小川論文において問題となるであろう第一の点は、小川論文の直接的な課題設定それ自体である。すなわち、小川論文は、小野則秋『日本文庫史研究』における図書寮と写経事業との関係についての所説の再検討を意図して書かれたものであるが、果して、小川氏による小野説の理解は妥当なものであろうか、という点である。小川論文の結論は、「小野則秋氏がいわれるような、図書寮が写経事業に全面的に関わった、ということ」は認められず、ただ、「図書寮も一定の役割を担った」にすぎない、というものである。「全面的に関わった」という表現がどのような内容を意味するものか、必ずしも明らかではないが、凡そ小川氏の理解では、小野説とは、図書寮こそが写経事業を中心的に推進したと主張する説、と位置づけていることが認められよう。しかし、ひるがえって、小川氏によって最初に再検討の対象として指示された小野説の問題の箇所に戻れば、「・・・仏典の書写は之が専任するところとなり、図書寮の写書手、装綴手はその業にあたった。・・・」とするのみであって、ここから、先のような小川氏の小野説理解を導くことはできない。仏典の書写を専任する「之」とは、文意から見て、明らかに造東大寺司の下にあ

った写経所のことであり、この写経所へ、図書寮から写書手・装束手が派遣されたことを、上記の箇所は述べているに過ぎないのである。その意味では、写経事業は写経所が専任し中心的に推進した、と解する立場として小野説を位置づけることができよう。朝廷の内外、諸寺院、貴族の私的なものに至るまで、広範に行われた写経事業を、小野説のように割り切って総括できるか否か、という点はひとつの検討課題となりうるが、少なくとも小野説それ自体からは、小川論文の掲げる小野説の理解とその再検討の課題は導くことができないのではないだろうか。このことは、小川論文の第二章「経師の派遣」とも関連する。写経所が行う写経活動の中で図書寮から派遣された経師の役割、ひいては図書寮の役割が、重要ではあっても中心的なものではありえないことは、小川論文の掲げる史料はもとより、多くの写経所関係史料から、ただちに導かれることである。従って、第二章における小川論文の理解は概ね首肯しうるものであるが、同時に、史料に極めて明白なこのような点を小野説が見誤ったとは、とうてい考え難いのである。やはり、小川論文における小野説の理解それ自体に、既に問題があると考えざるをえないだろう。

次いで、第二の問題に移りたい。それは図書寮に収蔵された経典の貸借についてである。小川論文の指摘するように733(神亀5)年には、図書寮所蔵の経典等について古代国家は、天皇の裁可を経ないものは嚴重にその貸出を禁じたのであるが、小川論文の結論は、「(造東大寺司を介して)図書寮の経典は実は大量に、そしておそらく長期に東大寺や嶋院などに貸出されていた」とするのである。それでは、この貸出は、全て天皇の裁可を経たものであったのであろうか。小川論文では必ずしも明解ではない。裁可を経たものと、造東大寺司の判断で貸出を行ったものがある、と考えているようである。造東大寺司から諸寺院等への貸出の全てが、天皇の裁可を経たものであると考えることは、史料に従う限り困難である。他方、733年の格を無視して、大量に且つ長期にわたって、図書寮の経典等が貸出された、と考えることも困難である。一般に、当時のこのような格=法令は思いの外に忠実に守られているからである。小川論文では、少なくとも、以上のような矛盾は意識されておらず、曖昧なままになっている。それでは、このような矛盾自体はどのように解決されるべきだろうか。小川論文では、写経所関係史料に現れる「寮経」「寮一切経」等の諸経典は、全て本来は図書寮に所蔵されていた経典であると解している。それ故にこそ、図書寮経典の諸所への貸出を造東大寺司が「仲介」した、と述べているのである。しかし、果して史料に見える「寮経」等の諸経典は、全て本

来は図書寮に属するものであったのだろうか。確かに、写経所における書写に際して、図書寮より写経所にもたらされた經典群があったことは疑いない。しかし、これらの經典群は、写経所における書写の後には図書寮に返還されたのではあるまいか。当然ながら、写経所には図書寮所蔵の經典を親本とする写本群が残ることになる。そして、これらの写本群もまた「寮経」「寮一切経」等として、その親本にちなんで呼ばれたのではあるまいか。だとすれば、造東大寺司から諸寺院等に貸出された經典は、専ら図書寮本を親本とする写本群であったと考えられよう。このように理解できれば、先述の矛盾は氷解し、小川論文の掲げる「図書寮経探求」のために「奉請内裏」したとする史料の意味も、「図書寮散経」史料の意味も、無理なく理解できよう。前者は、写経所に架蔵された図書寮本を親本とする写本群の欠を補うために、「内裏」ひいては図書寮に、親本の調査・貸出を求めたものであり、後者は貸出されたまま散失した写本群の、やはり欠を補うために、図書寮に親本の写経所への貸出を求めたもの、と考えられるからである。もっとも、以上のような点は他の經典群も含めて慎重に検討されねばならない。しかし、ここではその余裕もないので、とりあえず、以上のような史料解釈の余地があることを指摘しておくにとどたい。

さて、既に予定の紙数にも近くなっているので、先を急がねばならない。図書寮の行う紙の供給についての小川論文の主張は省略して、その全体的な印象を述べることにしたい。小川論文の結論自体は、基本的に妥当なものであるとおもわれる。もっとも、最初の具体的な課題設定である小野説の批判という点については、既にのべておいたことから賛同しかねるが。

しかし、このこととは別に、小川論文読後の第一の印象は、広い意味での図書館史研究のあり方、より具体的には、図書館史という固有の領域・方法の設定が、果して古代史研究の場では有効でありうるのか、ということについての疑問である。むしろ、図書館史研究という発想の枠組みが、研究それ自体を狭めているのではないか、と思われたからである。経師の派遣、図書寮の蔵書、紙の生産と分配といった小川論文のとりあげた問題は、それ自体としてははなはだ興味深いものであって、そのそれぞれが、より大きな問題群と環をなしている。造東大寺司を中心とする図書寮、諸寺院、貴族等とのネットワークの歴史的な性格、内廷的官司である図書寮に所蔵された經典等の思想史的・政治史的意義、紙の生産と分配をつうじての官営工房と在地の社会的分業との関係、etc.。小川論文では、これらの問題が十分に

は追求されておらず、結果的にあまりにも禁欲的と思われる結論となっているからである。このこと背景には、図書館史研究という発想の下で、対象と方法を自己限定していることがあるのではないだろうか。これが第一印象であった。もとより私は、図書館史研究の可能性と必要性とを否定するつもりはない。ただ、図書館史研究の対象が、日本古代ではただちに図書寮となる、という発想のあり方に疑問を感じるのである。常識的に考えれば、図書館史研究が研究としての固有の対象的領域と方法をもち、十全に展開しうるのは、やはり、社会教育をも含めた近代の「公教育」の萌芽と成立の時期以降のことに属する、と考えるべきであろう。同じように書籍を蓄蔵し、貸借がおこなわれるという現象が共通していても、近代と前近代では、その社会的機能や性格が本質的に異なるからである。少なくとも、同一の方法意識をもって単線的に論じうるものではないことは明らかであろう。あるいは、既に図書館史研究の内部では自明の事柄があるのかも知れないが、小川論文に限って言えば、なおこのような課題と方法意識に関わる基本的な問題が解決されていないように感じるのである。それでは、前近代において図書館史はいかにして構想されうるのであろうか。結論から言えば、固有の対象的領域と方法をもったものとして前近代の図書館史を構想することは、不可能ではないにしても、非常に困難である、ということに尽きる。例えば、小野則秋『日本文庫史研究』などは、広い意味での文献学あるいは古文書学・史料学に位置づけられて、その意義がより鮮明になるであろうし、そこでとりあげられた個々の「文庫」の機能や性格に即せば、政治史・文化史・社会史等の諸領域の問題として処理することが第一義的に求められるであろう。このことからすれば、厳密な意味での図書館史は構想しえなくともより広い意味で、文献学・古文書学等を包摂した形での図書館史、あるいは、逆にそれらの一分野としての図書館史という形での構想は、なお可能であるかも知れない。今の私にはこれ以上のことを述べる力はないが、少なくとも、このような私の理解をも含めて、前近代における図書館史研究の固有の課題と方法については、近代におけるそれとの断絶を念頭に、あらためて議論を尽くしておく必要があるのではないだろうか。さもないと、ややもすると、近代以降の図書館史の方法で、それとは全く歴史的性格の異なる問題を論じ、評価を見誤る結果になりかねない、と思われるのである。

ところで、以上に述べた点とも関わるが、図書館史研究、より一般的には図書館学への私なりの要望がある。それは、大学図書館を含めて、一般の公共図書館の多くが、前近代を研究しようとする者にとって極めて利用しにくいものであり、何と

か改善できないものか、という点である。それにはさまざまな原因が考えられるが、その最大の原因のひとつは、殆どの図書館が採用している日本十進分類表に代表される図書の分類の性格である。図書の分類はそれ自体がひとつの現代の学問的成果であり、それ故に科学や技術・文化等の発展とともに、分類それ自体も発展していくことになる。しかし、しばしば見落とされ易いのは、このような分類それ自体が、近現代における科学・技術・文化等の発展に即してのものであって、少なくとも前近代のそれに即しての分類は、殆ど考慮されてこなかった、という点である。前近代には前近代なりの学問的・文化的発展の系列があり、前近代研究には、近・現代の学問的・文化的発展の系列とは異なる固有の対象と方法、ひいては分類のあり方が存在しうる。しかし、現実には、これらの点は全く考慮されないことが多い。例えば、建築史・土木史は工学、農業史・漁業史は農学・水産学、法制史は法学、教育史は教育学、経済史は経済学、といったように機械的に分類されることが多く、歴史史料ですら、そのような場合がしばしば起こる。しかし、これらの多くは、近代以降はともかく、前近代に関する限り、歴史学の中に分類した方がより適切であることが多いのである。前近代史の研究の側から言えば、これらのさまざまな諸分野は、全体がひとつの世界を共有しているのであって、相互に関係しあうものである。困難な問題も多いが、以上のような問題は、前近代に関わる文献・史料等の分類学が現代の図書分類学の中に位置づけられなければ解決されないだろう。先に述べた近代・前近代における図書館史研究の課題と方法についての問題と同根の問題が、恐らくはここにも潜んでいると思われるが、少なくとも、前近代の学問や文化に即した分類を検討し、今日の図書館の中に生かすという課題は、図書館学・図書館史研究のひとつの重要な任務ではないだろうか。もとより、歴史学の側においても同様な課題を指摘することができる。古文書・記録・文学・木簡等のさまざまな文字資料・文献の歴史的 성격の研究・分類がすすめられているが、依然として問題は山積している。日本近世史に至っては、史料・文献の整理・分類は全く藪の中、というのが現状である。このような問題は、前近代研究にとっては常に基本的問題であり、今後も変わることはない。それ故にこそ、ますます、図書館学・図書館史研究の側からの発言の試みが望まれるのである。あるいは、はなはだ勝手な要望であるかもしれないが、広い図書館の端から端まで眺めなければ、その蔵書の全体像がつかめず、必要とする図書も見出せないことにいらだつことの多い人間として、恐らくは図書館史研究の課題とも関連すると思われるので、この機会を借りてあえて述べてみた。

小川氏の論稿について、気のついたこと、また、そこから自分なりに考えてみたことを、思いつくままにのべてみた。もともと不案内な分野の問題で、我ながら心もとなく、あらぬ思い違いをしているのではないかと恐れるのであるが、論評の範囲を越えてしまったことと合わせ、小川氏をはじめ、読者の皆様の御寛恕を乞う次第である。
(受理、1984年12月4日)

(図書館史研究会発足当時から、『図書館史研究』の論文については可能なかぎり論評すること、できれば図書館学以外の人にかいてもらうことを、一つの目標にしていた。加藤益幹先生(椋山女学園大学助教授、歴史学)を通じて、岩口氏を紹介していただいた。快く論評を引き受けてくださった岩口氏と、加藤先生に、お礼申し上げたい。——川崎良孝——)

〔論評〕山口源治郎 「佐野友三郎論」 『図書館界』1984年に連載
石井 敦 (東洋大学)

山口氏の大労作の批評を依頼されたが、実のところ大変気が重くてなかなか筆がすすまない。というのは、数少ない若手の研究者として期待され、鋭い問題視角によって新しく図書館史の創造を目指す旺盛な意欲に敬意を表するのであるが、今回の論稿は、かなり強引な推断と初歩的なミスが多くて感心しないからである。とくに図書館実務の未経験な点が致命的なような気がしてならない。

さて、論稿を原資料にあたりながら検討すると、部分的にもいろいろの問題があるが、紙数に余裕がないので、大きな3つの点を取り上げてみたい。

第1章は、佐野の図書館把握は差別的・二重構造的である、としているが果してそうか？

ここでは山口図書館の納税などによる利用制限を論拠にそのことを証明しようとしているが、これは資料の表面的な読みと現場実務の無知から出た論断である。

たしかに、山口県立のスタート当初は、秋田の例を模倣し、武田千代三郎が規則をつくった関係もあって、「直接国税金五円以上」の制限があった。そうして徐々に緩和され、1909年には「県税ヲ納ムル成年者」にまで緩和された。この点は氏も評価している。しかし、当時の県税納付者は県内人口の14パーセントにも達していないし、この規則は巡回文庫にも適用されたと批判しているのである。

しかし、1909年の規則改正は同時に<細則>ともいうべき手続きの改正も行われた点を見落としている。すなわち県告示129号によって「図書携出手続」(願書式

）も改正され実質的には文章表現以上の大幅な制限緩和になっていたのである。だから、当時『館報告方々』では「一定ノ願書ヲ提出スレハ直チニ図書帯出特許票ノ附与ヲ受クルコトヲ得ヘク、従来ノ如ク別ニ収入印紙貼用ノ証書ヲ用セス、又前記ノ資格ナキ者ハ其ノ資格アル者ヲ保証人トシ連署ヲ以テ出願スルトキハ是亦従来ノ如ク証書ヲ要セサルコトナレリ」と強調したのである。このことは当時館員だった田村盛一氏も生前ぼくに話してくれたが、“「証書」（市町村長の納税者であることの証明）がなくなったので、「特許証附与願」が提出されれば、その人が納税者であるかどうか余り関係なく「特許票」は発行でき、実質的に制限はないも同様の効果があった”のである。この「願書式」を以前のもとは是非比べてみてほしい。

当時、大阪府立、東京市立日比谷、宮城県立など主要図書館の規則をみると、閲覧料を徴集したうえ、さらに館外貸出は「土地家屋の所有者」である証明書の添付に加えて「図書帯出特許票」交付には1年間券金5円（大阪）、金4円（日比谷）、宮城県立は携出閲覧料50銭などが必要であった。

だから、どちらも無料で、手続きも「願」だけという規則を奈良県立が模倣したとしても、評価こそすれ非難されることはないだろう。奈良は隣県の大阪府立ではなく山口を選択したことは立派であった。図書の管理を厳しく命ぜられていた当時の状況下で、佐野の措置は、今日では想像できない大きな苦闘の結晶とみるべく、またこの成功が全国の図書館を前進に導いたのである。

それはともかく、山口氏の大きなミスは次の巡回文庫の“図書携出”についての理解である。氏は「巡回書庫取扱手続（第6条）」を引用し、同文庫の利用は「『特許帯出証』が必要されたことは明らか」とし、この“証”については規定がないので「本館の“図書携出”規定が適用されたと考えるのが自然」と安易に速断してしまった。しかし（第6条）「閲覧所ニ就キ閲覧スル者ニハ閲覧請求簿ニ、図書ヲ携出セントスル者ニハ特許帯出証ニ其ノ住所・・・ヲ記入セシムヘシ」という規定は、貸出文庫実務の経験者ならすぐ理解されることがらであろう（この点、実務経験のある『図書館界』の編集部が、事前に何故指摘してあげなかったのか残念である）。

「特許帯出証」は「図書帯出許可証」とは全く別のものである。上記の規定を注意して読めば（下線部）実務経験者ならわかるのだが、閲覧請求簿と同じ簿冊形式のものである。そうしてこの書式をみると、書名、職業、氏名など記入すれば、誰でも館外貸出はうけられることがわかるだろう。是非、「特許帯出証」の現物をみていただきたい。ここでも文献上だけでは理解出来ない図書館史研究上のむずかし

い問題がある。

以上のことから、「佐野館長下の山口図書館（巡回文庫をふくむ）における「館外貸出」には、納税や職種などの資格要件が必要とされ、県下の全ての人々にそれが許されていたのではなく、比較的少数の特権的な人々にのみ許されていたことが明らかとなった」と断ずることはできないのではなからうか。そうして、この前提が崩れた以上、佐野の文章を部分的につぎ合わせ、彼の民衆観や図書館観が“差別的”であったと論じても説得力は大きく減退するだろう。

ついでに年間館外貸出冊数236,682冊はおかしい、「特許証」等所有者1人当たりになおすと1年間164冊と計算、わざわざ現在の置戸町立図書館の数字まで挙げて問題にしているが、これも「貸出冊数」は、当時、出納式の館内閲覧用の貸出冊数も含めた数字なのであって（当時は常識）、全く無意味な記述になっている。

つぎに移ろう。第2章は「通俗図書館」の目的と図書選択論であるが、ここでの中心は佐野の図書選択論であろう。山口氏は佐野がいう「悪文学」や「理想的図書」が具体的に何を指すか、と設問し、同館元司書百村氏の発言と志賀義雄の回想を結びつけ、それは前者にあっては「中江兆民『一年有半』など」であり、後者は「前近代的美談をテーマとした講談物や伝記物」とするようである。

しかし、実のところ、この論述を読んでびっくりした。そうして、予断をもって資料を読むことの恐ろしさ、というか、表面的な文献の読み方の恐ろしさというかこのようにも同じ資料のとらえ方があるのかと啞然としてしまった。

ぼくは田村盛一氏から『初代館長佐野友三郎の業績』をいただくとき、氏は自ら巻末の座談会記事を指摘しながら、このように「館長は毎日必ず閲覧人の請求券を繰ってその讀書状況を調べられた。若し在るものを無いとて貸さなかった」ときは叱られた。それほどよく、利用者の要求を選書に反映させようと努力していたし、館員に対しては、館の蔵書内容——資料に熟知させる教育を行っていた、と賞讃の意味をこめて語られたことを、今でもよく憶えている。そうして続く文章「中学生などに讀ませてどうかと思はれる本を貸した」とは、専らsexに関する本のことで中江兆民の本などを意味するのではなかった。それを一方的に、志賀の文章から中江兆民に結びつけるのは大変な飛躍である。たしかに、志賀が指摘した事実が誰か職員（司書1、書記2、雇3、出納手5名）によって行われたとしても、それを簡単に佐野の館運営の方針——「図書選択の際の排除の対象」と推断するのは余りにも強引すぎはしないだろうか？

だいいち、1911年3月改正、発行、全県下に配布された『山口県立山口図書館巡回書庫用選択目録』（A5、55P.）を開くと、第一番に「一年有半 中江篤介」が掲載されているのである。「中学生などに讀ませて・・・」を中江の本と断定するのはヒドすぎる。地下の百村さんも田村さんも、その意外さに驚かれていることだろう。

（つづく、 受理1985年1月16日）

昭和59年度決算・監査報告、昭和60年度予算・事業計画など

1. 昭和59年度事業報告
2. 昭和59年度決算報告および監査報告
3. 昭和60年度事業計画
4. 昭和60年度予算

1	昭和59年度事業報告
---	------------

1. 第二回「図書館史を考えるセミナー」の開催
昭和59年9月2日（日）、3日（月）の両日、東京赤坂のアジア会館にて開催、参加者は51名。
2. 図書館史研究会 ニュース・レターの発行
 1. 第10回ニュース・レター 昭和58年12月9日
 2. 第11回ニュース・レター 昭和59年5月2日
 3. 第12回ニュース・レター 昭和59年7月2日
 4. 第13回ニュース・レター 昭和59年9月15日
 5. 第14回ニュース・レター 昭和59年10月10日
 6. 第15回ニュース・レター 昭和59年12月10日 以上6回
3. 機関誌『図書館史研究』の創刊
昭和59年8月 日外アソシエーツから発売
4. 運営委員会の開催
 1. 第6回運営委員会 昭和58年12月4日 大阪 肥後橋
 2. 第7回運営委員会 昭和59年4月30日 東京 水道橋
 3. 第8回運営委員会 昭和59年9月2日 東京 赤坂
 4. 第9回運営委員会 昭和59年10月7日 東京 神田
 5. 第10回運営委員会 昭和59年12月2日 東京 有楽町 以上5回

2	昭和59年度 決算・監査報告
---	----------------

〔収入の部〕

会費 (120名×1000円+1名×500円)	120,500
セミナーの剰余金	87,522
寄付など(次年度の会費前納を含む)	17,500
計	225,522 円

〔支出の部〕

事業費 (ニュース・レター作成・発送代)	97,140
事務局費*	30,900
60年度への繰越	97,482
計	225,522 円

*事務局費の内訳

消耗品費(振替手数料 3,270)	3,270
事務局長交通費	20,000
通信費	7,630
計	30,900円

昭和60年1月15日、会計監査を行ないました。その結果

- (1) 各項目についての運用は適切と認めます。
 - (2) 各種帳票の整備、帳票記載事項が、正確適切であることを認めます
- 以上報告します。

昭和60年1月16日

監事 稲村徹元 印

監事 竹島昭雄 印

なお昭和59年度の会計年度は、58年11月16日から59年12月31日迄

3	昭和60年度 事業計画・組織運営
---	------------------

1. 第3回図書館史を考えるセミナーの開催
夏期 2日間 関東
2. 『図書館史研究』第2号の編集・刊行
3. 『図書館史研究会 ニュース・レター』の発行
年に5回程度
4. その他、本会の目的に沿い必要とされる事業

A. 昭和60年度 運営委員および役員

運営委員 森 耕一(京都大学), 天満隆之輔(羽衣短期大学),
岩猿敏生(関西大学), 阪田蓉子(梅花女子大学),
加藤三郎(名古屋市図書館), 山口源治郎(名大大学院)
川崎良孝(椋山女学園大学)
藤野幸雄(図書館情報大学), 石井敦(東洋大学)
寺田光孝(図書館情報大学), 鮎沢修(日本図書館協会)
是枝英子(大原社会問題研究所)
工藤一郎(東大東洋文化研究所), 小川徹(法政大学)
中林隆明(国立国会図書館), 常盤繁(独協大学)
河井弘志(立教大学), 油井澄子(国立教育研究所)

役員 事務局長 川崎良孝
編集委員会 藤野幸雄, 石井敦, 寺田光孝, 鮎沢修, 是枝英子
セミナー検討委員会
工藤一郎, 小川徹, 中林隆明, 常盤繁
河井弘志, 油井澄子

会計監査 稲村徹元(国立国会図書館)
竹島昭雄(神戸市立図書館)

事務局 椋山女学園大学

会費 年間 1,000円

4	昭和60年度 予算
---	-----------

(収入の部)

項 目	予 算	
1. 会 費	130,000	(130 名×1,000 円)
2. 前年度の繰越金	97,482	
計	227,482	

(支出の部)

項 目	予 算
1. 事業費	95,000
2. 事務局費	35,000
(消耗品)	(5,000)
(通信費)	(10,000)
(事務局長交通費)	(20,000)
3. 予備費	97,482
計	227,482

事務局より

1. 『図書館史研究』(第二号, 昭和60年8月刊行予定)の原稿を募集していますが, 題名, 要旨(400字×2枚), および論文の枚数のしめきり(2月10日)がせまっています。くわしくは, 前回のニュース・レターを参照してください。
2. 同封の振込用紙にて60年度会費を払い込んでください。年会費は1,000円です。会運営上, 早期の払込を希望します。

(事務局 川崎良孝)